

●平成27年度 監査テーマ 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【3】水道料金

(2)水道料金の算定について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
1	平均給水量の利用について 〔64ページ〕	「水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならない」と日水協の算定要領に記載されており、日水協の算定要領に基づき算定した結果を、どの程度実際の水道料金単価に反映させるかは、各自治体の政策的判断によるところである。 しかし、自治体として政策的判断を行うか否かの前提として日水協の算定要領に基づく適切な料金計算を行う必要がある。そのため、固定費の配分計算は算定要領に基づき平均給水量を用いて行うべきである。また、平均給水量の算出には把握できる直近の5年間平均データを反映させるべきである。その後、計算結果に基づき水道基本料金をどのように改定するかの議論を実施すべきである。	上下水道経営室	水道料金制度の見直しを行うにあたり、平成30年度に、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき、直近5年間の平均給水量を用いた総括原価の計算を行った。 また、平成30年度に策定した水道事業経営戦略において、令和5年以降、定期的に総括原価を計算したうえで料金改定の可否を判断していくこととした。
2	資産費用を構成する資産維持費の計算について 〔66ページ〕	算定要領に記載されている、対象資産に資産維持率を乗じる方法、もしくは、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上する方法に改めるべきである。施設の老朽化に伴い中宮浄水場の更新を検討している状況を踏まえると、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて資産維持費を算定し、料金に算入すべきである。	上下水道経営室	水道料金制度の見直しを行うにあたり、平成30年度に、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算定した資産維持費を含む総括原価の計算、料金システムでのシミュレーション方法の確認などを行った。 また、平成30年度に策定した水道事業経営戦略において、令和5年以降、定期的に総括原価を計算したうえで料金改定の可否を判断していくこととした。

【4】財産管理・現物管理

(1)固定資産管理

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
3	実在性について 〔74ページ〕	固定資産台帳に記載されている資産の実在性を確かめるため、少なくとも年に一度、局が固定資産の実査を実施すべきである。現在、局は、年に二回の貯蔵品実査を行っているため、貯蔵品実査と同時に固定資産実査を行うことで効率的に作業を実施できる。 また、固定資産台帳に記載されている資産が実在しないという事態を防ぐため、固定資産の除却又は売却時の手続きを定めるべきである。	上下水道経営室	会計規程を改め、平成28年度から毎年度1回以上の実地照合を行うよう定めました。また、従来から会計規程において、固定資産の除売却時の報告について定めていますが、報告もれを防ぐ対策として、財務会計システムの初期画面を活用し、報告の徹底を周知するよう改善しました。
4	保管場所の特定について 〔75ページ〕	固定資産台帳の各資産について詳細な場所情報を記載すべきである。その際、登録する場所情報を項目として事前に定めておくことが有用である。なぜなら、登録する場所情報の項目を事前に定めておくことで、情報の質が統一され、また、登録場所を選択するだけなので、迅速に登録が可能だからである。	上下水道経営室	固定資産システムにおいて、保管場所のマスタを整備し、詳細な場所情報を登録できるようにしました。この整備により、保管場所情報の質の統一及び迅速な登録を可能としました。

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
5	保管場所の特定について(固定資産移動の際の手続き整備) [77ページ]	固定資産移動時の手続を定めていなければ、移動後の管理が十分に行えないため、紛失等の事実を把握することが遅延する可能性があるため、固定資産を移動する際に必要な手続を定めるべきである。	上下水道経営室	平成28年度については、現保有資産の実地照合を兼ねて資産の画像データを収集し、確認作業を行った。固定資産の移動に係る手続きとして、固定資産所管課からの届出、移動後の所管課及び保管場所の把握並びに毎年度1回以上実地照合による確認を行うこととした。届出様式、届出方法等詳細を決定し、平成28年6月には固定資産に係る各報告書を速やかに提出するよう周知した。
6	記載名の統一について [76ページ]	新規に資産を購入する際、固定資産台帳へ登録する記載名を統一させるため、固定資産登録時の手続きを定めるべきである。	上下水道経営室	従前は、各課から提出される固定資産取得報告書に記載されている資産名称をそのまま固定資産システムに登録していたが、固定資産システム登録の際には、必ず過去に登録された同種同類資産の名称確認を行い、登録名称の統一を図るよう改めた。 また、過去に登録を行った資産についても、名称の統一を図るための修正作業を行った。

(2) たな卸立会の結果について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
7	貯蔵品の受払管理及び備品の台帳整備について [80ページ]	過去、費用処理している備品については、優先的に使用することで現物有高と帳簿残高が近づいている状態であるため、今後も引き続き、台帳での受払管理が望まれる。中宮浄水場及び局庁舎の事務所内で保管している備品については、網羅的な実査を実施することで備品台帳整備を行うべきである。	上下水道経営室	備品台帳については平成28年度に整備を完了した。 今後は、毎年度1回以上の実地照合を行っていく。
8	現物と帳簿の不一致について [81ページ]	貯蔵品計上されている備品については、現物を全てカウントしたうえで、今回の見本品のような物品については、現物にその旨が書かれた紙を貼り付けておく、もしくは、その旨を台帳に記載しておく、次回のたな卸時に不一致理由がわかるよう明確にしておくべきである。	上下水道経営室	見本品については、その旨記載した紙を貼り付けるよう改善しました。 今後、入庫数と現物の数が何らかの理由で不一致となる場合は、台帳にその旨記載し、現物にも理由を記載した紙を貼ることとします。
9	持ち出し在庫について [82ページ]	期末決算上、未使用の持ち出し在庫が在庫処理されたままになっていた。期末決算時には、持ち出し在庫のうち未使用分を明らかにし、貯蔵品勘定に計上すべきである。	上下水道経営室	平成27年度決算においては、未使用分について、貯蔵品勘定に計上し、今後も同様の処理を行います。
10	高度浄水施設倉庫内の固定資産について [83ページ]	高度浄水施設倉庫内に、使用実績のない災害対策用のパソコン及びコピー機が置かれていた。災害対策用備品等については、資産の使用可否と現物と台帳の一致を確認したうえで、未利用資産がある場合には、有効活用を検討すべきである。	上下水道経営室	平成28年7月に「危機管理マニュアル」を改定し、災害対策本部を管理棟に設置することとした。これに伴い、災害対策用備品を管理棟に移設し、図上訓練等において活用を図った。

【7】会計(新地方公営企業会計適用を含む)

(1)減損会計

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
11	減損会計の導入について 〔117ページ〕	現在の路線価をもとに算出した回収可能価額は帳簿価額を大きく上回っている状況を鑑みると、減損会計導入時にも回収可能価額が帳簿価額を上回っていたことが推測される。しかし、現状では水道事業において遊休資産が発生した場合の、業務手順等に関する取り決めがなされていないので、業務手順を整理すべきである。	上下水道経営室	毎事業年度末時点の遊休資産について、担当課の報告により把握し、帳簿価格と直近の評価額(路線価等)との比較により、減損の判定を行うよう業務手順を整理した。

(2)リース会計

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
12	リース取引の判定及び会計規定について 〔118ページ〕	リース会計基準は、新公営企業会計において導入されているが、局においては、リース会計に関する規程が未だ整備されていない。リース取引に関する規程を定め、リース取引の判定を行う際は、財務担当課がリース契約書の内容を確認すべきである。	上下水道経営室	リース取引に関する手順書を平成28年7月に作成した。また、リース取引の会計処理を行う際には、財務担当課が契約書の内容を確認したうえで判定することを徹底し、契約書(写)を資料として保管している。

(4)貸倒引当金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
13	計上区分の誤りについて 〔121ページ〕	破産更生債権及びこれに対応する貸倒引当金(△項目)は、流動資産ではなく固定資産として投資その他の資産の区分に計上すべきである(地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針第3章 第2節 3 (3)⑥ 参照)。	上下水道経営室	平成27年度決算において、破産更生債権等及びこれに対応する貸倒引当金については、固定資産として投資に整理しています。

(5)その他

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
14	前払金の表示について 〔125ページ〕	最終的に固定資産として計上される金額を前払金として流動資産に計上してしまうと流動比率や固定比率といった経営分析や経営比較等の際、適切な分析がなされない可能性がある。前払金のうち、最終的に固定資産に計上されるものは、建設仮勘定に計上するという規定を定め、最終の決算書上、建設仮勘定として表示すべきである。	上下水道経営室	平成27年度決算書上、最終的に固定資産に計上される前払金は建設仮勘定として整理しています。